

相続による  
家の名義変更の  
お手伝いをします!



相続登記は  
空き家対策の  
第一歩!

相続問題を次世代に  
残さないための  
サポートをします

初回30分  
相談無料



中山司法書士事務所

☎ 047-455-5120

## 「相続登記」とは?

死亡者名義の不動産を、  
相続人の名義に変更するための手続き  
です。



## そのままにしておくと…

- ・相続人が増えてしまう
- ・家の売り時を逃してしまう
- ・空き家になり近隣に迷惑をかけてしまう
- ・夫の後に長男が亡くなり嫁が判を押さないなどの心配があります。



## 相続登記って どうすればいいの?

必要な書類を集め、法務局に登記を申請することで、不動産の名義変更(相続登記)をします。相続人ご自身で行うことも可能ですが、戸籍集めや数回の法務局通いなど、負担が大きいので、迅速・確実に手続き可能な当事務所に是非、お任せ下さい。遠方のご実家など全国どちらの不動産でも対応可能です!



## 費用はどのくらい かかるの?



### 例 固定資産税の評価額が

1000万円の相続人Aさん (相続関係が複雑でない)の場合
登録免許税……………4万円
登記申請報酬…………5万円
協議書作成費用………1万円
他消費税・実費等…2万円
合計で約12万円です。

\*固定資産税の評価額により費用が決定しますので、固定資産税の納付通知書等お持ちになり、まずはご相談下さい。

みなさん、こんにちは。代表の中山です。

私は、ここ、習志野市大久保において平成12年に事務所を開設以来、主に土地や建物の名義変更の代理手続きを行ってまいりました。

そんな中で感じたのは、土地や建物の所有者が亡くなったらなるべく早めに名義変更をしておいた方が良い、ということです。

名義変更をしないでいるうちに状況が変わり、手続きが煩雑になってしまったというケースが何件かあったからです。

空き家問題が全国的に広がっていますが、相続人等への名義変更をせずに放置していることが理由の一つとして挙げられています。

みなさんの大切な財産である土地や建物のスムーズな承継手続きを心を込めてお手伝いします。

司法書士 中山 裕一

主に習志野市内と  
船橋市三山など  
年間約50件の  
相続による  
名義変更登記を  
取り扱っています。



## 相談事例

各ご家庭により、様々なご事情があり、相続による承継の方法は千差万別ですが、当事務所で取り扱った事例をご紹介します。

- 夫(父)名義の自宅を妻(母)と子供たちとで遺産分割協議をし、妻(母)に名義変更
- 夫(父)名義の自宅を公正証書遺言を元に妻(母)に名義変更
- 相続人が一人につき単独名義に変更
- 相続人が複数いたが、法定相続分により名義変更
- 相続人の一人が未成年者で特別代理人選任後、遺産分割協議をし、母に名義変更
- 夫(父)が遺した自筆証書遺言を家庭裁判所で検認の手続きをし、妻(母)に名義変更
- 先妻の子との遺産分割調停を申し立て、調停成立後、妻に名義変更
- 妻(母)に名義変更をした後、ついたままになっていた抵当権を抹消
- 相続人代表者に名義変更をした後、売却し売却代金を他の相続人と分けた
- 祖父名義のままになっていた離島の父の実家を相続人十数人で遺産分割協議をし、孫へ名義変更
- 海外在住の弟(サイン証明入手)と遺産分割協議をし、兄へ名義変更
- 東北や九州など遠方の実家の名義変更
- 実家の名義変更とともに預貯金の解約手続き
- 音信不通の兄弟があり、当方が不在者財産管理人に就任し、家庭裁判所の許可後、遺産分割協議の上、名義変更
- 軽度の認知症の相続人がいる場合



## お気軽に ご相談ください



- 土地建物の名義変更  
相続・生前贈与・売買
- 相続手続きサポート  
遺産分割協議書作成・相続放棄
- 遺言書作成サポート  
自筆証書遺言・公正証書遺言
- 抵当権抹消  
住宅ローンの完済
- 会社の登記  
会社設立・役員変更など
- 成年後見手続きサポート  
法定後見申立て・任意後見契約



## 中山司法書士事務所

〒275-0011  
千葉県習志野市大久保2-5-3

TEL 047-455-5120

FAX 047-455-5125

ホームページ

<http://www.nakayamaoffice.com/>

習志野 中山事務所

検索

営業時間

月曜日～金曜日…午前9時～午後5時30分

第2・第4日曜日…午前9時～午後4時

相談予約を隨時受付しています



# 相続による 家の名義変更の お手伝いをします!



相続登記は  
空き家対策の  
第一歩!

相続問題を次世代に  
残さないための  
サポートをします

初回30分  
相談無料

中山司法書士事務所  
047-455-5120